

## 第23号議案

品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

品川区長 濱 野 健

品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例

品川区立従前居住者用住宅条例（平成6年品川区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「および戸数」を「等」に、「次」を「別表」に改め、同条の表を削る。

第4条第1号イ中「独立して」を「世帯が独立して」に改め、同号に次のように加える。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

エ 現に同居し、または同居しようとする配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。）その他の親族がいる場合には、当該親族がウに掲げる要件を満たすこと。

第4条第2号中「であって、世帯が独立して日常生活を営める」を「のうち、次の要件を備える」に改め、同号に次のように加える。

ア 世帯が独立して日常生活を営むことができること。

イ 暴力団員でないこと。

ウ 現に同居し、または同居しようとする配偶者その他の親族がいる場合には、当該親族がイに掲げる要件を満たすこと。

第5条中「その他規則で定める事由により仮住居を必要とすることとなる者」を「により仮住居を必要とすることとなる者その他の仮住居を必要とする者として規則で定めるもの」に改める。

第6条の見出し中「使用申込み」の次に「等」を加え、同条中「または」の次に「前条の規定により」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前条の規定により仮入居しようとする者に係る従前居住者用住宅の使用の許可は、期間の更新がなく、その満了によって効力を失うものとする。

第9条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

区長は、前条の規定により従前居住者用住宅の使用予定者として決定した者(第5条の規定により仮入居しようとする者に限る。)に対し、あらかじめ、規則で定めるところにより、第6条第2項に定める事項についての説明を行うものとする。

第18条第1号中「使用者」を「使用許可を受けた世帯員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 区長は、前項第1号に規定する新たに同居させようとする使用許可を受けた世帯員以外の者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

第19条に次の1項を加える。

2 区長は、前項の規定による許可を受けようとする者(同居する者を含む。)

が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

第20条第2項中「第18条第3号」を「第18条第1項第3号」に改め、同条に次の2項を加える。

4 区長は、使用者（仮入居者に限る。）に対し、その期間の満了する日の1年前から6月前までの間に、規則で定めるところにより、期間の満了により使用許可が効力を失う旨の通知を行うものとする。

5 使用者は、その期間が満了する日までに当該従前居住者用住宅を明け渡さなければならない。

第21条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 暴力団員であることが判明したとき（同居する者が該当する場合を含む。）。

第27条を第29条とし、第26条の次に次の2条を加える。

（許可等に関する意見聴取）

第27条 区長は、従前居住者用住宅を使用しようとする者（現に同居し、または同居しようとする者を含む。）または現に使用している者（同居する者を含む。）について区長が特に必要があると認めるときは、第4条第1号ウおよび第2号イ、第18条第2項、第19条第2項ならびに第21条第1項第6号に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。

（区長への意見）

第28条 警視総監は、従前居住者用住宅を使用しようとする者（現に同居し、または同居しようとする者を含む。）または現に使用している者（同居する者

を含む。)について、第4条第1号ウおよび第2号イ、第18条第2項、第19条第2項ならびに第21条第1項第6号に該当する事由の有無について、区長に対し、意見を述べることができる。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第10条関係）

名称	所在地	戸数	種別	使用料（月額）
ソレイユ戸越	東京都品川区戸越一丁目4番6号	10戸	建設型	74,700円
ソレイユ中延	東京都品川区中延一丁目10番12号	31戸	建設型	87,300円
コンフォール品川西大井	東京都品川区二葉四丁目13番14号	16戸	借上型	90,000円

備考

- 1 「建設型」とは、区が建設した住宅をいう。
- 2 「借上型」とは、区が借り上げた住宅をいう。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第3条および別表の改正規定 令和4年4月30日

（経過措置）

- 2 コンフォール品川西大井の使用について必要な手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 この条例による改正後の品川区立従前居住者用住宅条例（以下「新条例」という。）第4条、第5条、第6条第2項、第9条第1項、第18条、第1

9条第2項、第20条第4項および第5項ならびに第21条第1項第6号の規定は、施行日以後に品川区立従前居住者用住宅（以下「従前居住者用住宅」という。）の使用を開始する者から適用し、施行日前に使用を開始する者については、なお従前の例による。

- 4 施行日前にこの条例による改正前の品川区立従前居住者用住宅条例（以下「旧条例」という。）第9条第2項、第18条および第19条の規定による許可を受けた者が新条例第21条第1項第6号の規定に該当していること（次項に定める場合を除く。）が判明したときは、区長は、当該許可を受けた者に対し、従前居住者用住宅の明渡しの勧告をするものとする。ただし、同項各号（第6号を除く。）のいずれかの規定の適用がある場合は、この限りでない。
- 5 施行日前に旧条例第9条第2項、第18条および第19条の規定による許可を受けた者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員と同居しており、新条例第21条第1項第6号の規定に該当していることが判明したときは、区長は、当該許可を受けた者に対し、従前居住者用住宅から当該暴力団員を退去させる措置をとることの勧告をするものとする。ただし、同項各号（第6号を除く。）のいずれかの規定の適用がある場合は、この限りでない。
- 6 区長は、前2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、従前居住者用住宅の明渡しの請求をすることができる。
- 7 前3項の規定にかかわらず、施行日前に旧条例第9条第2項、第18条および第19条の規定による許可を受けた者が新条例第21条第1項第6号

の規定に該当し、他の使用者の安全が著しく害されるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められる場合は、区長は、当該許可を受けた者に対し、従前居住者用住宅の明渡しの請求をすることができる。

8 前2項の規定による明渡しの請求については、新条例第21条第2項の規定を準用する。

(説明) コンフォール品川西大井を設置するほか、仮入居等に係る規定を整備する必要がある。